

学事第1671-2号
令和3年3月7日

各私立大学・短期大学設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態
宣言の期間再延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から発出された緊急事態宣言については、昨今特に本県を含む一都三県で感染者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和3年3月5日に国において同宣言の期間再延長が決定されました。

これを受け教育委員会においては、別添の県立学校長宛て通知のとおり対応することを決定しました。

つきましては、私立大学、私立短期大学におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて必要な措置を講じるようお願いいたします。

なお、不要不急の外出や旅行、飲食につながる謝恩会などの自粛について、学生や保護者への注意喚起を行うよう重ねてお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校宛て通知

令和3年3月5日付け教高指第2240号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562